

資料提供

令和3年7月20日（火）
農林水産部次長兼林政課長 加藤 剛広
担当：課長補佐 仲野 繁
内線：4024 直通：029-301-4026

水戸市産の野生のきのご類における放射性セシウムの基準値超過への対応について

水戸市において令和3年7月19日に採取された野生のきのご類（アカヤマドリ）について、7月20日に県環境放射線監視センターで放射性物質検査を実施したところ、食品衛生法の基準値（100 Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出（296 Bq/kg）されました。

この結果を踏まえ、知事名により、水戸市長に対し、市内産の野生のきのご類の出荷自粛を要請しましたので、お知らせいたします。

※ 県の出荷自粛要請：食品衛生法の基準値を超える放射性物質を含む食品が流通しないようにするため、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部長の出荷制限指示に準じ、市町村に対して県が独自に出荷の自粛を要請するもの。

1 県による出荷自粛を要請する市町村及び品目

| 市町村 | 品目 |
|-----|---------|
| 水戸市 | 野生のきのご類 |

※野生のきのごについては、品目全般の管理の困難性から、個別の種類（アカヤマドリ等）ごとではなく、全ての野生のきのご類を対象として出荷自粛を要請します。

2 県の指導

県内で採取される野生のきのご類については、国による出荷の制限又は県による自粛の要請の対象となっていない地域で採取されたものであっても、放射性物質濃度の検査を実施し、食品衛生法の基準値を下回っていることを確認した上で出荷するよう、採取者及び販売者を指導しています。

3 今後の対応

国による出荷の制限及び県による自粛の要請の対象となっていない市町村に対し、出荷前の放射性物質検査を確実に実施するよう、改めて文書等により周知徹底いたします。

参考1 本県における野生のきのこ類の出荷制限等の状況

高萩市、北茨城市、城里町 (R1. 12. 3 国による出荷制限指示)

日立市、常陸太田市、笠間市、大子町 (R2. 11. 16 国による出荷制限指示)

石岡市、つくば市 (R2. 12. 25 国による出荷制限指示)

参考2 野生のきのこ類に係る出荷自粛要請の解除方法

以下の条件を満たす場合、国と事前協議し解除することが可能。

- ① 当該市町村内の5箇所以上において、3年間にわたり放射性物質検査を実施し、安定して低水準（概ね50Bq/kg以下）であり、かつ、低下傾向にあることを確認すること。
- ② ①の確認の後、当該市町村内から満遍なく野生のきのこを採取し（種類ごと、目標60検体）、放射性物質検査を行って、全ての検体が基準値を超えていないことを確認すること。
- ③ ②の検査結果を統計学的に分析し、基準値を超える確率が低いことが推定できること。